

# 令和4年 第11回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年12月23日(金) 14時55分 から 17時05分

2. 開催場所 東神楽町役場 3階 委員会室A

3. 出席委員 11名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員 8番 安藤 有一

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第6 議案第3号 農地の現況証明願いについて(農委処分)

第7 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主事 武田 翔太

## 開会

事務局長	少し時間よりも早いですが、全員お揃いですので只今から始めていきたいと思えます。ただいまの出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和4年東神楽町農業委員会第11回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗誦いたします。ご起立願います。今日は5番目になります。私に続いて朗誦願います。ひとつ、農業委員会は、農業者の期待と信頼に応え、新時代をひらく農政活動に努めます。ご着席ください。それでは、会長からご挨拶をいただきます。
------	---

## あいさつ

会長	第11回通算728回総会に先立ちましてひと言ご挨拶申し上げます。本日は、大雪のあと非常に足元の悪い中、11名、安藤委員は排雪ということで欠席の連絡を受けております。参加いただきましてありがとうございます。北陸の方も我々が研修に行った近くでも、大雪による大変な交通渋滞が起きたということで、研修先で聞いたときには年間5cm～10cmも降れば多いとのことでしたが、実際今回、40cmほど積もったということで、場所的に本来降るはずではないところが大雪になったということで、そういう所やはり慣れていないので事故が起きたり、大きな災害に繋がるのと思っています。12月6日の研修。僕、出ていないんですけど、その中で北海道は非常に集積率高いということで、目標地図の設定は免除されたという話しになっていました。それはのちほど事務局の方から説明あるかと思えますけれど、今回僕も12月の頭にですね新潟の方へ個人的に行って来たんですけど、2反ほどの田んぼの真ん中に仕切りがあって、ちょうど秋おこしが終わって代掻きをしていたんですけど、同じ条件の田んぼで一方おこして、もう一方はおこしていないという、2反の田んぼの中でも線を引いて地主が分かれているといったことで、本州ではこの目標地図を作成して団地化を進めていきたいという、こういう状況であればそういった考えも理解できない訳ではないなど、そういう風に思っておりました。今月も非常に案件少ないんですけども慎重に審議いただければと思います。よろしく願いいたします。
----	---

## 会議録署名委員の指名について

会長	それでは日程第1会議録署名委員の指名について、本日は3番前田委員、6番岸本委員よろしく願います。
----	--

## 【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局より願います。
宮原係長	はい。令和4年11月28日以降における農業委員会の概況について報告いたします。12月6日、令和4年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会に、島田代理、蒔田委員、栗本委員が参加しております。12月13日、あっせん委員会が行われまして、島田代理、伴野農地部長、蒔田委員、岸本委員、伊藤委員が出席しております。12月14日、東神楽町議会第4回定例会、小足会長に出席いただいております。以上です。

【報告】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	日程第3報告第2号、農地法第6条第1項の規定に基づく農地法施行規則第58条第1項による農地所有適格法人の報告について。事務局より説明願います。
宮原係長	はい。今回は1件あがってきております。29番です。代表社員ですが、〇〇さんから〇〇さんとなり構成員、業務執行役員要件ですが、〇〇さん1名となりました。以上1件。報告書類を確認させていただきましたが、農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしているため農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です。

【報告】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	日程第4議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。今回2件ございます。まず12番です。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか31筆。総面積50,514㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては、12月1日。土地の引渡日については、12月22日となっております。こちら、合意解約となっております。解約の事由といたしましては、売買のため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和3年3月1日から令和13年2月28日の強化法の賃貸を解約するものとなっております。こちら後に利用集積に出てきます公社の買い上げの案件に係る解約となっております。続きまして13番です。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積5,959㎡。貸主は〇〇さん。借主は株式会社〇〇。解約の成立日は、12月1日。土地の引渡日は、12月22日となっております。こちら合意解約で、解約の事由といたしましては、売買のため解約したいということです。こちら3条賃貸となつていまして当初契約期間が、平成3年6月25日から平成5年11月30日までです。およそ30年前の契約ですが、法定更新により自動延長になりますので、賃貸契約継続中のものを解約するものとなっております。以上です
会長	只今、事務局の方で説明ございましたけれども何かご意見、ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ農地法18条第1項に係る許可を要しないものであることが確認できたため、適法な解約といたします。

【議案】農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	続きまして日程第5議案第2号、農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局より説明願います。
武田主事	はい。今回、所有権移転が5件、利用権設定の新規案件が2件、継続案件が21件となっております。59番。所有権移転を受ける者、北海道農業公社。所有権移転をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか27筆。総面積が44,915㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限につきましては令和5年2月14日までとなっております。売買価格につきましては、16,930,000円。反当価格については、

	一部で反当価格の設定が異なりますが、田でならして392,000円となっております。こちら農地保有合理化事業に関わります買入案件となっております。以上です。
会長	担当、私です。
会長	ただいま、事務局から説明のあったとおりなんですけれども、先ほど合意解約のあった事案でありまして、あっせん不成立で公社に引き渡す事案であります。特段問題ないかと思っておりますけれども、慎重審議のほうよろしくお願ひします。
会長	ただいま説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして会議規則15条の規定によりまして〇〇委員の退席を求めます。
会長	説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
武田主事	それでは60番です。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在宇東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が16,149㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限につきましては1月31日までとなっております。売買価格につきましては6,076,000円。反当価格は400,000円となっております。以上です。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	はい。この水田は元々〇〇さんが耕作されておりましたが、売買の意向があり今回のあっせんとなりました。この土地は長男であります〇〇さんの土地でありましたが、今年お亡くなりになりまして、長女の〇〇さんへ相続されてからの話して、〇〇さんから売りたいとの話がありました。〇〇さんにおかれましても、これから忠栄を背負っていく大事な農家の一員であります。慎重審議のほどよろしくお願ひします。
会長	担当委員の説明が終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号61番。
武田主事	61番です。所有権移転を受ける者、株式会社〇〇。所有権移転をする者、〇〇さん。所在宇東神楽。地番〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が23,556㎡。こちら売買となりまして、所有権移転日本日。対価の支払い期限、1月31日までとなっております。売買価格につきましては6,708,000円。反当価格については、地番図の6ページをご覧ください。航空写真が載っているかと思うんですが、こちら〇〇さんの田んぼは基本砂利取りをしているのですが、黄色の枠で囲ったところは砂利取りをしていない土地ということで、黄色枠のところのみ350,000円それ以外は300,000円ということで聞いております。以上です。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	はい。〇〇さんにおかれましては自作をされておりましたが、今年でやめられるということで売買の話になりました。今回、〇〇さんの名前もあがったんですが本人の意向もありまして、宅地も含めて買っていただきたいとの相談がありました。ちょっと時間がかかってしまったんですが、今回は〇〇さんでお願いすることになりました。〇〇さん自体、色々とやられてまして経営の方も大変な時期ではあるんですが、資金については自分のグループ会社からの出してもらい

	頑張っていきたいということで、規模的にもお願いできる範囲かと思いますので慎重審議のほどよろしく申し上げます。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
前田委員	あのこの案件ではないんですけれども、宅地も含んでいるということはちなみにここに描かれている図面の宅地のどの部分までが含まれているか教えていただけますか。それは可能ですか。
蒔田委員	宅地は、別で僕の方では関与しませんということでやらせていただいています。ただ、どうしても一緒に買ってくれる人がいれば、その方が良いということで、そしたら宅地はまずお二方で話してくださいということで、それでちょっと時間がかかってしまいました。
前田委員	なるほどね。宅地は先行して売買になったと。
蒔田委員	どちらにしても農業委員会には関与していませんし、値段も知りません。
会長	よろしいでしょうか。
前田委員	はい。
会長	他にご意見ご質問ございますでしょうか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	62番ですけれども、会議規則15条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
会長	はい。62番。
武田主事	はい。62番です。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在字なし。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか2筆。総面積が20,007㎡。売買となっております。所有権移転日が本日。対価の支払い期限が、令和5年1月31日までとなっております。売買価格につきましては3,915,000円。反当価格は、田で230,000円、畑で115,000円となっております。以上です。
会長	担当、島田代理。
島田代理	ただいま事務局の方から説明のあったとおりでございますけど、付け加えさせていただきますと、こちら〇〇くんが作られているんですが、父親の〇〇さんの時代から15・6年に渡るこちらの耕作ということで、まず相手方としては〇〇さんが適任ということになりました。〇〇さんも快く引き受けてくれたということです。価格ですが、7ページ〇〇-〇〇と〇〇-〇〇ですが、道路を挟んで北側と南側で土質が少し違います。下の方、〇〇-〇〇こちらの方は非常に条件がよく乾きやすいんですが、上の部分は少しよろしくないという部分で、田んぼに関しましては下の〇〇-〇〇は高台で1番良いあっせん価格250,000円をつけさせてもらいまして、上の方は200,000円ということで設定させてもらいまして、中を取って230,000円という価格設定をさせてもらいました。畑の方は、その半分ということで115,000円と設定させていただいております。両者とも納得のうえ、あっせん委員会終わらせていただきました。何も問題ないと思っておりますけれども慎重審議よろしく申し上げます。
会長	ただいま担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号63番。
武田主事	はい。番号63番です。所有権移転を受ける者、株式会社〇〇。所有権移転をする者、〇〇さ

	ん。所在字東神楽。地番〇〇－〇〇。現況地目「田」。面積が5, 959㎡。こちら売買となっております。所有権移転日本日。対価の支払い期限、令和5年1月31日まで。売買価格につきましては2, 479, 500円。反当価格は450, 000円となっております。以上です。
会長	担当、島田代理。
島田代理	はい。ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。補足させていただきますと、先ほど合意解約のところ〇〇さんと3条賃貸で、〇〇さんの父親の〇〇さんとの間で契約されていまして。その中で、いま〇〇さんとして作っているんですが、〇〇さんに買っていただけますかと話したところ、〇〇さんでは買いませんとなったため、〇〇さんへ話しをしたところ、〇〇さん隣接地も賃貸されておりますし、〇〇くんの家もすごい近いところなので買いたいということで話しを進めさせていただきました。価格につきましては、いま東聖で最高の高値のついてます450, 000円を提示させていただきましたところ、双方、納得していただきまして今日に至りました。〇〇さんは東聖・高台におかれましても、これからもどんどん頑張っていっていただきたい人材ですので、何の問題もないと思いますけれども慎重審議のほうよろしく願います。
会長	ただいま担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
武田主事	続きまして利用権設定になります。64番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇－〇〇。現況地目「田」ほか8筆。総面積が42, 305㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、来年1月1日から令和7年11月30日までの3年間となっております。賃貸料は319, 400円で、反当価格は10, 000円となっております。こちら〇〇付近の〇〇の農地ですが、今年まで〇〇さんが耕作されていましたが、今年で賃貸期間が終了するということで継続しない意向があり、地区の〇〇さんと新規に賃貸するという案件となります。以上です。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	はい。〇〇さんは、〇〇の〇〇をされているんですが、〇〇で土地を持っているのではなく、個人での名前になっています。この土地自体は25年ほど前から賃貸という形になっていんですが、農協を含めた当時の農業委員会との話し合いの中で、耕作者がいなく借主を探しているところ〇〇として〇〇さんが土地を探されていました。東神楽の方では元々なかったのですが、お父さまが農家をされていたということもあり、ここで3年ほど東神楽へきてから自分で農業をされていて、その流れで貸すことになったということで、元々は農業従事者であったという話しを聞いております。そこで〇〇さんが貸りられていて、農家をやめるということではないのですが、面積を減らしたいということで、代わりに〇〇さんが前よりまだまだ増やしたいという話しであったため話しをしたところ、是非貸りたいということで今回の形になりました。田の方は、もともと7, 000円で賃貸されていましたが、ちょっと安すぎるのではないかと双方話しをしてもらしまして、相場という10, 000円であったのでそういう形です承いただきました。〇〇さんにおかれましては、まだまだこれから土地を増やして頑張っていきたいという農家でありまして、まだまだ元気でありまして、忠栄の農家を背負っていただきたい農家の1人でもありますので、どうぞ慎重審議のほどよろしく願います。

	します。
会長	ただいま、担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号65番。
武田主事	65番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか3筆。総面積が2,644.08㎡。こちら貸借権の設定で使用貸借となっております。利用権の設定の始期については、来年1月1日から令和5年11月30日までの1年間となっております。賃貸料は無償です。もともと〇〇さんと〇〇さんとは田んぼの賃貸をしていたのですが、隣接地の畑について今回〇〇さんのほうに管理をお願いするという形での貸し借りとなりました。管理をお願いしているということで、賃貸料は発生させないとのことで、使用貸借となったということで聞いております。あと、賃貸期間が1年間と短いのは従来の契約と合わせる格好となっております。また1年後に再度田んぼと一緒に賃貸契約を継続としてまとめるといことになります。以上です。
会長	はい。担当、私です。
会長	こちらの案件なんですけれども、前長野局長がいた時にこちらの縦長田んぼの際に、不法投棄物があるといった話しを受けましてその年の秋に見に行きまして、確かに残土や石などがありまして、これはまずいという話しをしていたんですが、〇〇くんが〇〇さんと遠戚関係にあるということで、〇〇くんの方で何とか管理をしてくれないかとお願いをしたんですが、その当時は何が埋まっているか分からないということで駄目だったんですけど、その投げたというのが〇〇さんの父の弟、叔父さんが建設会社をやっていてそこに投げたんだということで、〇〇さんの方から叔父さんへ話しをしていただいて、残土等を片付けてもらったうえで、土地の管理をしてもらえないかと〇〇くんのところへ話しがいったものです。この〇〇-〇〇の角のところに、納屋のようなものが建っていて石が投げた一部利用ができないということもありまして、なかなか全部をきれいに利用するのは難しいだろうと、管理していただくことも含めまして、迷惑をかけたということもございまして無償で賃貸をしたいということであります。借り手のなかった農地の借り手が見つかったということで、管理してもらえるとということで非常に良かったと思っております。ちょっと変わった案件ではありますけれど慎重審議よろしく申し上げます。
会長	説明のほう終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして継続案件になりますけれど、会議規則の規定により〇〇の退席を求めます。
武田主事	ここからは、継続案件となりますので、変更点のみお伝えいたします。66番、変更点ございません。67番、変更点なしです。68番、変更点なし。69番も変更点ないです。70番も変更点ありません。71番も変更点なしです。
会長	暫時、休憩します。
会長	72番は、また会議規則の規定により〇〇委員の退席を求めます。
武田主事	72番、73番も変更ありません。
会長	74番です。

武田主事	74番ですが、もともと賃貸期間が5年だったものを3年に変更しております。75番、変更点ありません。76番も変更点ございません。77番も変更点はございません。続きまして78番ですが、賃貸期間が元々5年だったものを4年にしてありますが、この4年というのは〇〇さんと〇〇さんのほうで、他にも賃貸している土地があるのでそちらと賃貸期間を合わせています。79番変更点ございません。
会長	80番ですけれども、会議規則15条の規定より〇〇委員の退席を求めます。
武田主事	80番と81番なんですけど、反当価格等は変わってないんですけど、水田を貸りているところと転作田で麦を作っているところと、賃貸期間を分けさせていただいております。81番の転作田になるんですけど、こちらは来年1作、終わったあとに売買予定ということで聞いておりますので、この部分のみ1年ということで聞いております。82番についても、元々賃貸期間が4年だったものを3年に変更しております。以上です。
会長	83番。お願いします。
武田主事	83番、変更ございません。84番につきましては、賃貸期間5年だったものを1年間ということで変更させていただいております。85番、86番については変更点ございません。以上です。
会長	はい。継続案件ですけれども、何かご意見・ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

#### 【議案】農地の現況証明願い

会長	続きまして日程第6議案第3号、農地の現況証明願いについて事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは現況証明願いについてご説明致します。今月は1件となっております。番号11番。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「農地以外」。面積が1,706㎡。判定地目につきましては農地、採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては時期不詳だが30年以上前より宅地として利用となっております。所有者は〇〇さん、申請人は〇〇でございます〇〇さん。こちら先月、11月10日に、会長、島田代理、伴野農地部長、市街地地区担当安藤委員、事務局で現地確認を実施しました。実際には、航空写真でもわかる通り、倉庫が建っていて、耕作不可能であると判断しました。以上になります。
会長	担当、私です。
会長	こちらの案件ですが、ただいま事務局から説明のあったとおりでございまして、〇〇さんが宅地兼納屋のような形で、ここに書いてあるとおりの30年以上前から宅地として使われていたということで、とても農地としては使える現状ではないという案件でございます。以上です
会長	何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ交付いたします。

【その他】

会長	続きまして、日程第7その他について事務局より説明願います。
事務局	① 1月総会の日程について ② 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の内容と改正後の農業委員会業務について ③ 令和4年度道外視察研修決算報告について